

レクリエーション・インストラクター課程（総合社会学科）

（※健康・スポーツ社会領域のみ）

1. レクリエーション・インストラクターとは

総合社会学科（健康・スポーツ社会領域）では、レクリエーション・インストラクター課程を設け、必要な単位を履修した者に、財団法人日本レクリエーション協会が認定するレクリエーション・インストラクター資格を付与しています。

レクリエーション・インストラクターとは、財団法人日本レクリエーション協会が認定する指導者資格で、子どもから高齢者まで各世代にわたる国民ひとりひとりの心身の健康および余暇生活の向上とレクリエーション活動の普及・推進をめざすことを目的としています。そのためにさまざまな遊びのメニューと技術を習得し、楽しさの体験を多くの人に提供しています。人と人との楽しい交流促進や、楽しさの体験に主眼をおいた技術指導の方法を学び、「レクリエーション」という世界に興味・関心を持つ人の入門的な資格です。資格取得者は市区町村レクリエーション協会の事業の中などで、参加者に簡単に楽しめる遊びを提供したり、遊びを通じて仲間づくりをすすめます。地域に限らず学校や企業、病院、各種団体などで福祉、生涯スポーツ、ネイチャー等、さまざまな領域で活動できます。

2. カリキュラム

資格を取得するためには日本レクリエーション協会が制定した公認指導者資格認定規定に基づいた「理論科目」1科目以上2単位以上、「実技科目」1科目以上2単位以上、「実習科目」1単位以上の科目を履修することが必要です。

	授業科目	セメスター	開講期	単位数
理論	レクリエーション運営	4	後期	2
	保健医療と福祉	5	前期	2
実技	レクリエーション実技	3	前期	1
	レクリエーション演習	5	前期	2
実習	アウトドアスポーツ演習 A	4	集中	2
	アウトドアスポーツ演習 B	4	集中	2

3. 資格の認定

大学での科目履修にもとづいて財団法人日本レクリエーション協会が認定します。なお、認定には、登録関係書類（1. 申請書、2. 学習履修カード、3. 受講および受験免除申請書）および登録料、公認料が必要になります。